

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年10月26日（金） 10：01～10：09

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）  
山下貴司 国務大臣（法務大臣）  
根本匠 国務大臣（厚生労働大臣）  
吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）  
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）  
原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）  
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）  
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）  
山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
櫻田義孝 国務大臣

欠席者：安倍晋三 内閣総理大臣  
河野太郎 国務大臣（外務大臣）  
柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）  
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：野上浩太郎 内閣官房副長官  
杉田和博 内閣官房副長官  
横畠裕介 内閣法制局長官

欠席者：西村康稔 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4件
- 国会提出案件 1件
- 政令 3件
- 人事 4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、陸上自衛隊が西部方面隊実動演習を実施するため、沖縄県浦添市の「牧港補給地区」を共同使用するもの等、計10件であります。

次に、「行政組織の新設改廃状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、内閣府設置法及び国家行政組織法に基づき、本年1月から10月までの間の行政組織の新設改廃状況を取りまとめ、国会に報告するものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「平成28年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」は、同地震による激甚災害の被害を受けた中小企業者に対する災害関係保証の特例の適用期間を平成31年10月31日まで1年間延長するものであります。

次に、「中核市の指定政令の一部を改正する政令」は、山形市等を中核市に指定するものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、石井国土交通大臣が、日中韓観光大臣会合出席等のため本日から28日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、シンガポール国駐箚大使篠田研次外4名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、退官するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、佐藤幹彦外603名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・中海難救助協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本協定は、両国間の海難救助活動に関する法的枠組みについて定めるものであります。なお、本日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「太陽に関する国際的な同盟の設立に関する枠組協定」の署名及び受諾について、御決定をお願いいたします。本件は、太陽エネルギーの利用拡大を目的に、関連情報の共有等について定めるものであります。なお、29日に行われる日・インド首脳会談後の共同記者発表まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をインド政府との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「高速鉄道建設計画」外6件に、約3, 1

65億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、29日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣臨時代理たる麻生副総理から御発言がございます。

○麻生国務大臣：石井大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、吉川大臣を国土交通大臣の臨時代理に指定します。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。総務大臣から御発言がございます。

○石田国務大臣：来月1日から、テレワーク普及促進に向けた広報等を関係府省、地方自治体、産業界、学界等との連携により集中的に行う「テレワーク月間」が始まります。

テレワークについては、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会での交通混雑緩和等に向け、本年7月23日から27日の間において、7月24日を含む複数日を「テレワーク・デイズ」として実施を呼びかけた結果、1,682団体、延べ約30万人以上が参加しました。この「テレワーク・デイズ」及び今般の「テレワーク月間」という2つのイベントを中心として、テレワークの普及を強力に進めてまいります。

総務省では、今後1ヶ月間、広報イベントの開催、博覧会への出展、テレワークの先駆的企業の表彰などに集中的に取り組んでまいります。各大臣におかれましても、所管の業界に周知を図るなど、テレワークの一層の普及促進に御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、これをもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔平成30年  
10月26日〕（金）

## ◎一般案件

- 資料あり  
資あり ○「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用及び追加提供について（決定）（防衛省）

## ◎国会提出案件

- 資料あり  
資あり ☆行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）  
（内閣官房・内閣府本府）

## ◎政令

- 資料あり  
資あり ○平成28年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）  
（内閣府本府・財務・経済産業省）
- 〃 ○地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）  
（総務省）
- 〃 ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）（外務省）

## ◎人事

- 資料なし  
資なし ☆国土交通大臣石井啓一の海外出張について（了解）
- 資料あり  
資あり ○特命全権大使篠田研次外4名を願に依り免ずることについて（決定）

- 資料なし ☆判事登石郁朗外2名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ☆元銚子市長佐藤幹彦外603名の叙位又は叙勲について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件名外案件

〔平成30年〕  
10月26日 (金)

◎一般案件

- 資料あり
- 日本国政府と中華人民共和国政府との間の海上における捜索及び救助についての協力に関する協定の署名について（決定）（外務省）
  - 〃 ○太陽に関する国際的な同盟の設立に関する枠組協定の署名及び受諾について（決定）（同上）
  - 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換について（決定）（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕